

## 福井市ごみステーション美化協力金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福井市民が清潔で美しい地域づくりを自ら実践し、快適な生活環境を創造するとともに、本市を訪れる人たちへのおもてなしの質を高めることの一助とするため、地区自治会に対し、ごみステーションの維持管理及び周辺環境の美化活動に係る協力金（以下「美化協力金」という。）を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 自治会が管理するごみ集積所であつて、ごみ収集車がごみを収集するまで一時的に保管をする容器をいう。
- (2) 世帯数 当該交付年度の4月1日を基準とし、本課が住民自治組織に関する事務を所管する所属から報告を受けた広報紙等配布世帯数をいう。

### (対象事業)

第3条 美化協力金の交付の対象となる事業は、自治会が行うごみステーションの維持管理及び周辺環境の美化に関する事業とする。

### (美化協力金の額)

第4条 美化協力金の額は、次の世帯数のおりとする。

40世帯以下	10,000円
41世帯以上80世帯以下	13,000円
81世帯以上120世帯以下	16,000円
121世帯以上200世帯以下	19,000円
201世帯以上	22,000円

### (交付の申請)

第5条 美化協力金の交付を申請しようとする者は、ごみステーション美化協力金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 市長は、規則第4条の規定により美化協力金の交付の決定をしたときは、併せて交付額を確定し、当該美化協力金の交付を申請した者に対して、ごみステーション美化協力金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により通知するものとし、当該美化協力金の交付を申請したものに通知するものとする。

### (交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者が美化協力金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、ごみステーション美化協力金交付請求書（様式第3号）により美化協力金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに美化協力金を交付するものとする。

(関係図書の保存)

第8条 美化協力金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類については、対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた協力金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。